

情報館 information

【情報館】●特にことわりのないものは8月31日(月)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。



国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金には、高齢になったときに受給できる老齢基礎年金だけでなく、万一の事故や病気等で障がい者になったときの障害基礎年金、生計の中心者を失ったときに遺族に支給される遺族基礎年金などがあります。

保険料を未納のままにしておくと、これらの年金が受けられないことがあります。保険料は早めに納めましょう。

◎2年を経過した保険料は納付できません。

保険料 月額14,660円(平成21年度)

◎納付書がない方は、埼玉国民年金電話相談センター(☎2995-1165)へご連絡ください。

問 国民健康保険の夜間納税窓口

とき 8月28日(金)、31日(月)午後5時～8時

◎納税相談もお受けしています。

ところ 市役所1階国民年金課 ☎2998-9131

市税の夜間・休日納税窓口

とき ▼夜間:8月3日(月)、27日(木)、28日(金)、31日(月)、9月1日(火)午後5時～8時 ▼休日:8月30日(日)午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

◎納税相談もお受けしています。

ところ 収納税課 ☎2998-9073

8月31日(月)は

- 市・県民税(第2期)
国民健康保険税(第2期)

の納期限です

納期内納付にご協力ください。
ゆうちょ銀行・郵便局(納期限内に限る)、コンビニエンス・ストアでも納付できます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届

現況届の手続きが必要な方には、案内を郵送します。手続きがない場合、平成21年8月分以降の手当が差し止めになるのでご注意ください。

■児童扶養手当 提出方法 8月3日(月)～31日(月)までに直接

提出場所 市役所2階202会議室(土・日曜日を除く)

夜間受付 8月24日(月)から31日(月)までの期間は、午後8時まで市役所2階(こども支援課)で受付

■特別児童扶養手当 提出方法 8月11日(火)～31日(月)までに市役所2階(こども支援課) ☎359-8501並木1-1-1へ直接または郵送

申・問 こども支援課 ☎2998-9124

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当現況届

認定を受けている方には、手当の支給・不支給の判定に当たり、毎年8月に現況届を提出していただく必要があります。現況届の用紙は、該当者に郵送します。

この手続きがない場合、平成21年8月分以降の手当が差し止めになるのでご注意ください。

提出方法 8月11日(火)～31日(月)までに市役所1階障害福祉課 ☎359-8501並木1-1-1 ☎2998-9124

平成21年度後期高齢者医療保険料の納付

98-9116)へ直接または郵送

平成21年度難病患者見舞金

県が指定した難病で治療を受けている方に、毎年度1回2万5千円の見舞金を支給しています。該当する方まで平成21年度分を4月1日以降に申請されていない方は、平成22年3月31日(水)までに申請してください。

対象 市内に住所を有し、特定(指定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者を除く)

申請に必要なもの ①特定(指定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証②印鑑③振込先金融機関の本支店名・口座番号がわかるもの(20歳以上の方は本人名義の口座)

見舞金の申請は毎年度必要です。

申・問 市役所1階障害福祉課 ☎2998-9116

平成21年度後期高齢者医療保険料の普通徴収(納付書による納付)の第1期の納期限は7月31日(金)です。まだ納付されていない方は納付をお願いします。

特別徴収(年金からの差し引き)となつている方は、年金から差し引かれるため、金融機関へ納付する必要はありません。

問 福祉総務課 ☎2998-9113

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療被保険者が市民税非課税世帯に属している場合、認定証を医療機関に提示すること

後期高齢者医療被保険者が市民税非課税世帯に属している場合、認定証を医療機関に提示すること

後期高齢者医療被保険者が市民税非課税世帯に属している場合、認定証を医療機関に提示すること

後期高齢者医療被保険者が市民税非課税世帯に属している場合、認定証を医療機関に提示すること

定額給付金室からのお知らせ

～8月から現金給付の受付を開始します～

現在、定額給付金は、申請いただいた方から順次(5月下旬から)口座振込をさせていただいています。口座をお持ちでない方やこれから申請をされる方への対応として、8月から現金による給付の申し込みも受け付けます。ただし、現金給付をご希望の場合は、申請いただいてから申請内容の審査や給付決定通知書の発送等の必要性から、支払いまでにおおむね1か月を要します。また、現金をお渡しするため、市役所までお越しいただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

現金給付の流れ

- 市から送付した申請書に記入
記入するところ ▶申請日欄▶申請・受給者欄(印鑑も押印)
▶口座の記入欄に「現金給付を希望」と記入
記入した申請書を返信用の封筒で市役所に郵送

- 郵送された申請書を市役所で審査
「給付決定通知書」を申請者に郵送

- 「給付決定通知書」を市役所へ持参
持参いただくもの ▶給付決定通知書▶印鑑(申請書に押印したものと同一のもの)▶身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等)

- 市役所内で定額給付金を現金でお渡しします
【定額給付金(現金)をお渡しする際に…】
▶ご本人確認のため身分証明書の提示をお願いします。▶市で用意した領収書に、持参した印鑑を押印していただきます。

相談の専用ダイヤル ☎2991-7700(月～金曜日/午前8時30分～午後5時)
◎電話番号のかけ間違いにご注意ください。
問 定額給付金室 ☎2998-9411

で、入院時の負担が軽減されます。該当する方で、現在入院している方またはこれから入院予定の方は、認定証の申請手続きができます。申請した月の初日から適用されます。

食事代 一般病床で1日あたりの負担額は、次のとおり(一般の方は1食につき260円)

世帯全員が非課税の場合:90日までの入院は1食につき210円、91日目からは1食につき160円(非課税世帯該当後過去1年間の入院が90日以上で、認定を受けた方)

世帯全員が非課税でかつ所得がない場合(年金収入の場合は収入が80万円以下):1食につき100円

入院時の一部負担金 一つの医療機関における当該月の負担上限は、次のとおり(一般の方は44,400円)

世帯全員が非課税の場合:24,600円

世帯全員が非課税でかつ所得が6000円

世帯全員が非課税でかつ所得が6000円

世帯全員が非課税でかつ所得が6000円

世帯全員が非課税でかつ所得が6000円

ない場合(年金収入の場合は収入が80万円以下):15,000円

申請時に持参するもの 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、世帯員の(非)課税証明書(平成21年1月2日以降に転入した方)

過去1年間に90日以上入院をした方は、入院した病院の領収書をお持ちください。

申・問 市役所1階福祉総務課 ☎2998-9113

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新

後期高齢者医療制度の加入者に、新しい保険証を7月に一斉送付しました。届いていない方は、福祉総務課までご連絡ください。

なお、有効期限が過ぎた保険証は、市役所1階福祉総務課または出張所へお返しください。

問 福祉総務課 ☎2998-9113

音環境、だいきちびびりかっ

私たちはだんだんの生活の中で



さまざまな音を出しています。マンションやアパートなどの集合住宅では、壁を隔てて隣の方が生活しています。自分の出した音が、まわりの人に迷惑をかけていることもあります。
ちよっとした気遣いや気配りで、まわりにやさしい音環境をつくり出すことができます。人にやさしい暮らし・お互いに住みよい環境をつくりましょう。

問 環境対策課 ☎2998-9230